

平成27年度から 軽自動車等の税額が変わります

問合せ先 税務課市民税係（窓口⑨） ☎ 2218

平成26年度地方税制改正により、平成27年度から原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車等に係る軽自動車税の税額が変わりますので、ご注意ください。

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等

車種区分	ナンバー色	税額（年額）		
		平成26年度	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	白	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	黄	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	桃	1,600円	2,400円
	ミニカー	青	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	白	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車（250cc超）	白・緑枠	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	緑	1,600円	2,400円
	その他（特殊作業用）	緑	4,700円	5,900円

※賦課期日について

賦課期日（4月1日）に登録されていると課税対象となります。
譲渡、廃車をした場合には、下記問合せ先にて、早目に手続きしてください。

原動機付自転車、小型特殊自動車
税務課市民税係（窓口⑨） ☎ 2218
軽自動車（二輪（125ccを超え250cc以下の二輪車））
軽自動車販売店協会 ☎ 055-988-4022
軽自動車（三輪・四輪）
軽自動車検査協会 ☎ 055-988-3847
二輪の小型自動車（250ccを超える二輪車）
沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051

軽四輪及び軽三輪

車種区分	ナンバー色	税額（年額）			
		旧税額	新税額		
軽三輪車（総排気量660cc以下）	白	3,100円	3,900円		
軽四輪車（総排気量660cc以下）	乗用	営業用	黒	5,500円	6,900円
		自家用	黄	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	黒	3,000円	3,800円
		自家用	黄	4,000円	5,000円

平成27年3月31日以前に取得、及び最初の新規検査（※）を受けた軽自動車については平成27年度の税額に変更ありません。

平成27年度に新税額となる車両
平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両のみ

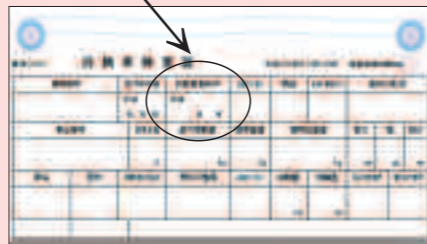
平成28年度に新税額となる車両
平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けた車両

軽四輪車及び三輪車の経年車に係る重課税率（平成28年度から）

最初の新規検査（※）から起算して13年を超える軽自動車は、その翌年度から新税率の概ね20%の重課税率が適用されます。

車種区分	ナンバー色	税額（年額）			
		旧税額	新税額		
軽三輪車（総排気量660cc以下）	白	3,100円	4,600円		
軽四輪車（総排気量660cc以下）	乗用	営業用	黒	5,500円	8,200円
		自家用	黄	7,200円	12,900円
	貨物	営業用	黒	3,000円	4,500円
		自家用	黄	4,000円	6,000円

（※）最初の新規検査とは、車検証のここに記載されている年月です



平成28年度から重課の対象となるのは初度検査年月が『平成14年-月』以前の車両です。

（注）初度検査年月が平成15年10月14日より前の場合、『月』の部分は『-月』と記載されています。

11月～12月は 税の滞納整理強化月間です!!

問合せ先

市税及び国民健康保険税について
下田市税務課収納係（窓口⑦） ☎ 2218

県税について

下田財務事務所納税課 ☎ 2019

公平性の確保

市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）は、市のまちづくりや福祉、教育などを支える貴重な財源です。

この大切な市税は、多くの納税者の方が、決められた納期限までに自主的に納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納している方もいます。

このようなことから、下田市を含め県内の全市町は、県と連携して、期限内に納税している方との公平性を確保するため、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』に設定して、徴収の強化に取り組めます。



みんなで一緒に、が大切だね

市税の納め忘れはありますか？

納税は、国民の3大義務の一つです。市税も定められた期限（納期限）までに、納税者のみなさんから自主的に納めていただくものです。滞納すると本来納めるべき税金のほかに、督促料・延滞金を加算した税額を納付しなければなりません。

市は、納付が遅れると督促状や催告書の送付、夜間電話催告などを行い、できるだけ早く納税していただくよう働きかけています。



滞納解消に向けた取り組み 差押を強化

納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には、督促状や催告書の送付、電話による納税勧奨を行い、自主納付をお願いしております。

しかし、それでも納付がない場合には、「滞納処分」と言って法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金、給与、生命保険及び不動産などの差押を強化しております。（財産の差押えは、国税徴収法に基づき行うもので、事前に滞納者に相談することはありません。）

また、静岡県下田財務事務所でも、県税（自動車税、個人事業税、不動産取得税など）の滞納者に対して同様の取組を実施します。



～滞納処分の流れ～

督促状の発送

納期限の約20日後に督促状を発送します。督促手数料として100円が加算されます。



財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社などに対し、質問及び調査を行います。



財産差押

財産調査で判明した財産を差押えます。財産調査や差押などの滞納処分は、法令に基づいて行われるもので、滞納者に事前に告知することなく行うことができます。

換価・配当

差押えた財産は、取立てや売却により換価（換金）します。換価して得た代金は滞納金に充当します。



～いますぐでも、できることいろいろ～

納付は便利な口座振替で!

口座振替は、納め忘れを防ぐ便利な手段です。納期限に指定の預金口座から自動的に振り替え納付ができるので、納付の度に市役所や金融機関へ出向く必要がなく、非常に便利です。

納税相談をご利用ください!

納税に関する相談を下田財務事務所及び税務課窓口にて受け付けています。病気、失業、事業の廃止や著しい損失などの事情により納期限内の納付が困難な場合は、お早めにご相談していただきますようお願いします。